

# 保留地販売案内

## ゆうすいの杜の町民向け保留地（宅地）販売について

ゆうすいの杜（嘉島東部台地土地区画整理事業）の町民向け保留地の販売を行います。保留地の販売は、公開抽選により公平公正に行いますので、以下の事項をご確認いただき、購入を希望される方は抽選参加申込書を提出してください。

### ○保留地とは

土地区画整理事業の施行者（嘉島町）が事業資金に充てるために販売する土地のことです。保留地は換地処分までの間は登記簿がありません。代替となる町備え付けの保留地権利台帳により権利等は管理されます。

### ○抽選参加者の資格

#### 応募条件

令和6年1月1日時点から現在において引き続き嘉島町に住民票を有する方  
1世帯につき代表者1名でのご応募に限ります

また、次のいずれかに該当する場合は、抽選に参加することができません。

- ・町税を滞納している者
- ・成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
- ・嘉島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に該当する暴力団員
- ・抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者
- ・その他町が抽選に参加させることが不相当と認めた者

### ○申込受付について

- ・受付期間 令和6年4月15日（月）から令和6年5月17日（金）  
（午前）9時から12時 （午後）13時から17時まで  
5月13日（月）から17日（金）の間中は、事前にご予約いただいた方は  
20時まで受付ができます  
ご希望の方は受付期間に嘉島町都市計画課へお電話いただきご予約をお願いします  
（嘉島町都市計画課 TEL：096-237-2597）
- ・受付場所 嘉島町役場 都市計画課（庁舎3F）
- ・受付方法 持参による（※郵送又は電話・FAXによる申込みはできません。）

## ○申込方法・申込可能区画数について

### 【申込方法】

以下の書類を、受付期間内に提出してください。

①抽選参加申込書（様式第1号）

②添付書類

- ・住民票（世帯主及び本籍地記載のもの）
- ・身分証明書（本籍地自治体から取得できる破産者等でないことの証明書）
- ・完納証明書（町税務課より取得したもの）
- ・委任状（代理人により提出される方のみ）

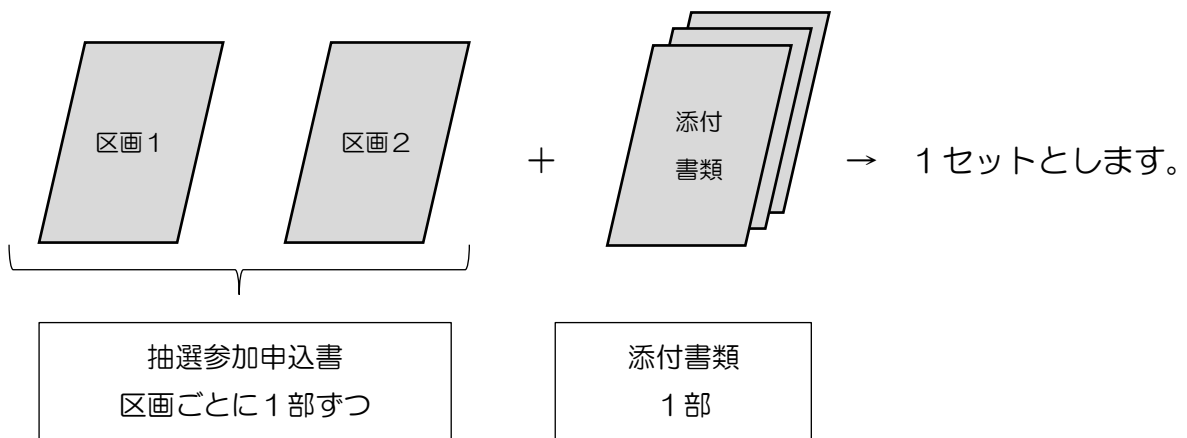
申込者本人により書類をご提出ください。窓口にてご本人確認を行わせていただきます。  
やむをえず代理人が申込書をお持ちいただく場合には委任状の提出をお願いいたします。

### 【申込可能区画数】

申込は、1区画につき1申込とし、**最大2区画分**まで申込みを受け付けます。  
抽選参加申込書は、申込区画ごとに提出し、添付書類は1部提出してください。

例) 2区画申込みの場合

抽選参加申込書・・・申込区画ごとに1部  
添付書類・・・区画数に関係なく1部



## ○抽選通知書について

受付期間終了後、町から抽選通知書を送付します。

抽選通知書は、抽選当日にご持参いただく書類です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

また、抽選日の3日前までに届かない場合は、役場までお問い合わせください。

## ○公開抽選の方法

1区画に2名以上の申込みがあった場合は、公開抽選により当選者及び補欠者を決定します。なお、1区画に申込者が1名の場合は、抽選をせずにその方を当選者とします。

- 抽選日時 令和6年6月2日（日） 10時から（9時受付開始）
- 抽選会場 嘉島町役場 2F大会議室（※申込数により変更になる場合があります。）
- 抽選結果 当選者には、後日、保留地売却通知書を送付します。
- お持ちいただくもの  
抽選通知書、本人確認書類（免許証等）

### 【注意事項】

- 抽選は、保留地一覧表に記載している抽選順により行います。
- 抽選時刻までに受付に来られなかった方は、失格とさせていただきます。
- 複数申込をされた方で、先の抽選に当選し、その後の抽選に参加されない場合は、その場で辞退をお申し出ください。
- 先の抽選に当選し、その後の抽選にも当選された方で、先の当選を辞退した場合は、補欠者を当選者とします。補欠者の方も辞退した場合は、当選者、補欠者、辞退する方を除く申込者による再抽選を行います。

## ○空き区画の申込及び抽選について

申込がなかった区画、当選者が決まらなかった区画については、公開抽選に参加された方からの申込受付を行います。

### 【申込受付】

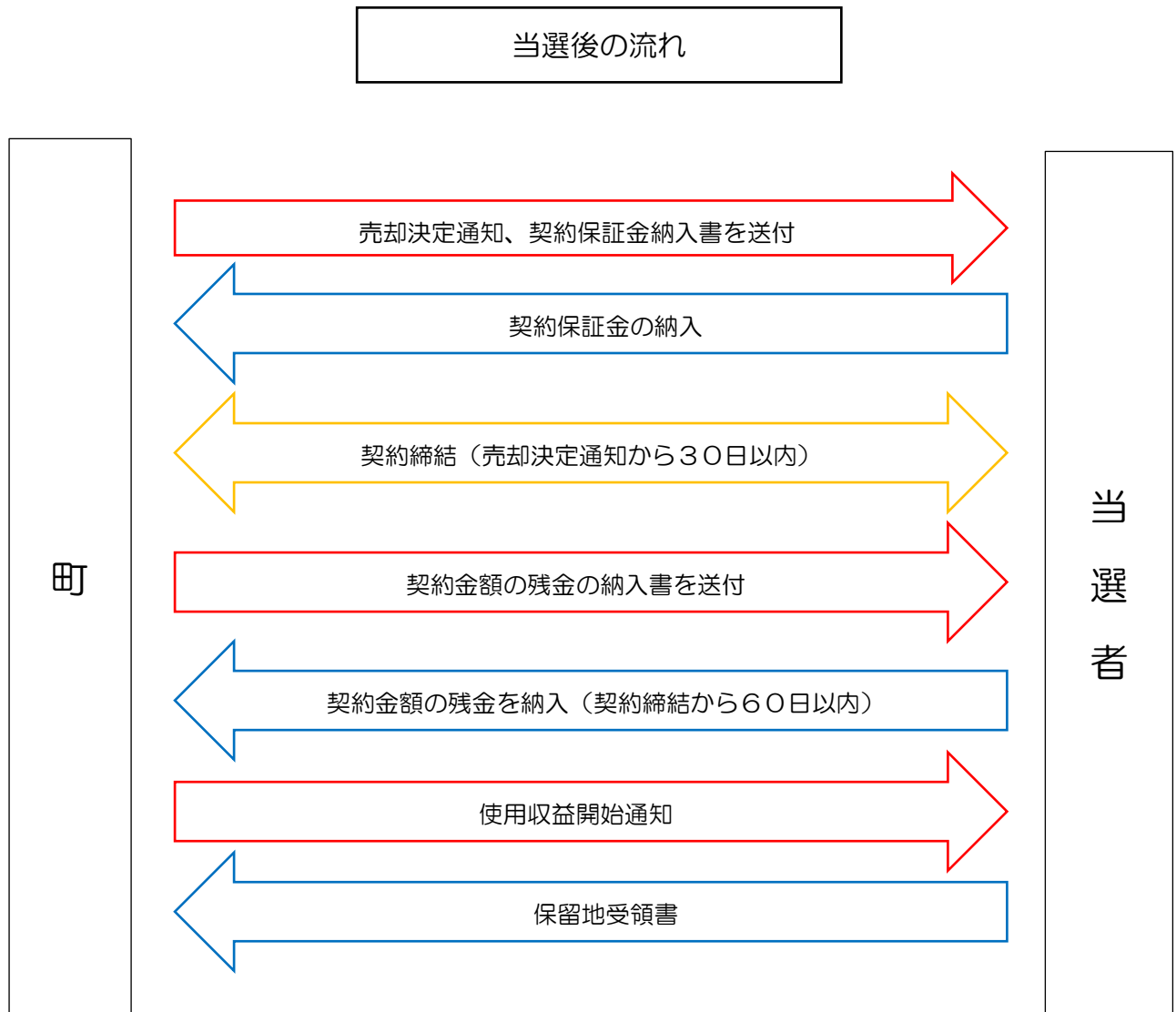
- 受付日時 令和6年6月2日（日） 公開抽選終了後から午後2時まで
- 受付場所 嘉島町役場 都市計画課（庁舎3F）
- 受付方法 抽選参加申込書を申込区画ごとに提出してください。

### 【抽 選】

- 抽選日時 令和6年6月2日（日） 午後2時から
- 抽選会場 嘉島町役場 2F大会議室
- 抽選方法 公開抽選の方法による

## ○抽選後の手続きについて（当選された方）

- ①町から保留地売却決定通知書が送付されます。  
通知の日から30日以内に、契約を締結する必要がありますが、契約の前には、契約保証金が必要です。（契約代金の10%）
- ②契約保証金の納入後、契約締結となります。
- ③契約締結の日から60日以内に、契約金額から契約保証金を差し引いた残金を納入する必要があります。（契約保証金は契約金額に充当します。）
- ④契約金額を全額納入いただくと、保留地の引き渡しとなります。使用収益開始の通知を送付しますので、町に保留地受領書を提出してください。



## ○その他注意事項

- 保留地は換地処分まで登記簿が存在しない関係上、住宅ローン等の融資を受けられる金融機関が限られます。  
現在住宅ローンの取り扱いが可能と確認している金融機関は、上益城農協・九州ろうきん・熊本銀行・熊本第一信用金庫・肥後銀行の5行です。(50音順)  
また、当選から土地代金のお支払いまでの期間が限られておりますので、金融機関へ事前のご相談をおすすめいたします。
- 換地処分後に保留地では表題部登記を町が行います。その後購入者名義への所有権移転登記の手続きが必要です。この所有権移転登記に要する費用は、購入者の負担となります。
- 換地処分までの間に建築等を予定されている方は、事前に土地区画整理法による許可を得る必要があります。(土地区画整理法第76条)
- 引き渡し後の電柱の移設や下水道の引き込み管の移設等はありません。
- 保留地販売時に提示している地積は計画面積です。造成完了後に確定測量を行い、契約面積との誤差分については、㎡あたりの単価により金銭で清算します。ただし、1㎡未満の清算は行いませんのでご了承ください。
- 本区域内には上下水道が整備されています。  
上水道については購入者において各宅地への引き込み工事が必要です。  
詳細につきましては建設課上水道係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

嘉島町役場 都市計画課

都市計画係 担当 古閑

TEL096-237-2597 (直通)